

東総安危第7号の2
令和8年6月11日

公益社団法人宮城県トラック協会 会長 殿

東北運輸局長
(公印省略)

出水期における防災対策について

標記について、国土交通事務次官より別添のとおり通達(令和8年6月5日付け国官運安第14号、国水防第93号)が発出されました。

例年、これからの時期は梅雨、台風等による河川の氾濫、土砂災害等により、各事業者の所有施設や車両等において多くの被害が発生しています。

貴殿におかれましては、防災気象情報の収集・伝達を徹底していただくとともに、貴傘下会員や関係機関等との情報連絡体制の再確認を行うなど、災害の防止及び緊急時対応について遺漏なく措置いただきますようお願いいたします。



国官運安第14号
国水防第93号
令和8年6月5日

地方局等の長 殿
独立行政法人等の長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

出水期における防災対策について

貴職におかれては、出水期における防災対策について、日頃から特段の配慮を講じられているところであるが、今般、「梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について」（令和8年5月29日付け中防災第16号）（以下「中央防災会議会長通知」という。）が中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり通知されたところである。

これから梅雨、台風等による本格的な出水期を迎えるにあたり、中央防災会議会長通知を基に、水防災意識社会の再構築に向けた大規模氾濫減災協議会等を活用し、関係機関と連携し、減災・防災に係る取組を積極的に進めるとともに、要配慮者利用施設に十分配慮の上、災害の防止及び被害の軽減について遺漏なきよう措置されたい。

なお、令和8年5月29日から防災気象情報の区分、名称等が変更されていることに留意されたい。

また、令和7年8月5日からの低気圧と前線による大雨等により、堤防、道路等に被害が生じ、応急的な対策を実施した箇所、地盤が沈下している地域、土砂崩落や新たな亀裂及び地盤の緩みにより土砂災害の発生が懸念される地域、洪水、高潮、高波により浸水が懸念される地域等については、防災対策の強化に一層努められたい。加えて、地震や豪雨により地盤が緩んでいる能登地域や林野火災があった地域では、土砂災害が発生しやすいと考えられるため、その点ご留意いただきたい。併せて、土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、孤立発生状況の早期把握に努め、当該地域の住民と双方向の情報連絡手段の確保について留意されたい。

さらに、「第1次国土強靱化実施中期計画」についても着実に実施し、被害の防止・軽減を図るよう努められたい。

併せて、貴管内における所管施設に係る許可工作物等の管理者及び関係事業者に対しても、この旨を徹底されたい。

横浜川崎国際港湾株式会社代表取締役社長

阪神国際港湾株式会社代表取締役社長

名古屋四日市国際港湾株式会社代表取締役社長

東京港埠頭株式会社代表取締役社長

横浜港埠頭株式会社代表取締役社長

大阪港埠頭株式会社代表取締役社長

名古屋港埠頭株式会社代表取締役社長

各指定行政機関の長
各指定公共機関の代表 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣) 高市 早苗

梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に御尽力をいただいているところであり、感謝を申し上げます。

例年、梅雨期及び台風期においては、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生している。とりわけ近年は、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨等、毎年のように大規模な風水害が発生しており、昨年も、8月5日からの低気圧と前線による大雨等により、全国各地で土砂災害や浸水被害が発生した。加えて、地震や豪雨により地盤が緩んでいる能登地域や林野火災があった地域では、土砂災害が発生しやすいと考えられるため、その点御留意いただきたい。このような頻発化・激甚化する災害の被害を踏まえ、防災態勢の強化に取り組んできたところであるが、梅雨期及び台風期を迎えるに当たり、人命の保護を第一義とし、下記の点に留意した防災態勢の一層の強化を図られるよう依頼する。

記

1. 災害の発生を未然に防止するため、防災事務に従事する者の安全確保にも留意した上で、職員の参集や災害対策本部の設置等適切な災害即応態勢の確保を図り、関係機関との緊密な連携の下に、特に以下の取組について万全を期すること。

- ①「第1次国土強靱化実施中期計画」等の国土強靱化に向けた取組の推進

国民の生命・財産・暮らしを守り、国家・社会の重要な機能を維持するため、「第1次国土強靱化実施中期計画」（令和7年6月閣議決定）に基づき、国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理や、経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、地域における防災力の一層の強化の各分野について、国土強靱化の取組を推進すること。

⑦災害発生のおそれのある箇所等の周知徹底

住民等が災害から身を守るための避難行動に資するため、浸水想定区域（洪水、雨水出水、高潮、津波）や、津波災害警戒区域、土砂災害警戒区域を始めとする災害発生のおそれのある箇所等貴殿が所掌上保有する情報について、市町村等への提供を行うこと。

⑧災害時に市町村が発令する避難情報の周知徹底

平時から避難情報に関する周知等を十分に行うこと。特に、警戒レベル3の高齢者等避難は、災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況において発令される情報であること、警戒レベル4の避難指示は、災害リスクのある区域等の住民等が危険な場所から避難すべき状況において発令される情報であること、警戒レベル5の緊急安全確保は、災害が発生又は切迫し指定緊急避難場所等への立退き避難がかえって危険であると考えられる場合に発令されることがある情報であり、警戒レベル5に至る前の警戒レベル4までに必ず避難すること等について住民等が十分に理解できるよう周知徹底すること。

⑨企業等に対する避難意識等の啓発

企業等に対し、事業所等の所在地の災害リスクや、災害警戒時に取りべき行動、行動のタイミング等を確認すること。また、防災情報に留意し、甚大な災害発生の危険や、海拔ゼロメートル地帯等における大規模な広域避難の可能性が高まったときには、来客や従業員の安全確保を最優先して、店舗や事業所等の計画的な休業、テレワークの実施、時差出勤、必要に応じて安全確保が必要な従業員の待機・受入れなど、実情に応じた適切な対応を講ずるよう協力を求めるとともに、各機関においても、上記の取組を促進すること。あわせて、「事業継続ガイドライン－あらゆる危機的事象を乗り越えるための戦略と対応－」（内閣府、令和5年3月）を参考にして、各企業等が事業継続計画の策定や改定を行うよう働きかけること。

⑩水辺利用者に対する情報提供及び自助意識の啓発

大雨後の河川増水時には、河川管理者等と連携し、河川等の水辺利用者に対して情報を提供し、安全な場所へ避難するよう注意を促す等、適切に対応すること。増水時や台風の際、農業用水路、排水路、岸壁等から落ちる危険性もあることから、これらに近付かない等の注意を促すことも含めて、水難事故防止についての自助意識を啓発すること。

⑪指定緊急避難場所及び指定避難所の周知支援等

想定される災害の種別ごとに定められる指定緊急避難場所が指定避難所と異なることについて十分に周知を図った上で、市町村が指定した指定緊急避難場所及び指定避難所の周知を支援すること。指定緊急避難場所の表示等を新設・変更する際は、当該避難場所が対応している災害種別が一目でわかるよう、日本産業規格として定めた「災害種別一般図記号（JISZ8210）」及び「災害種別避難誘導標識システム（JISZ9098）」に基づく表示に努め、これらの設置に市町村へ協力を行うように努めること。

また、激しい雨が継続する、あるいは落石等の災害の前兆現象が発生する等して、

介護保険法（平成9年法律第123号）や水防法（昭和24年法律第193号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）等により、要配慮者利用施設は、避難確保計画等の自然災害に関する計画（以下「災害計画」という。）を作成することとされている。要配慮者利用施設管理者等に対して、災害計画の作成や要配慮者本人の参加を得た避難訓練の実施の支援に努めるとともに、地方公共団体による計画の具体的な内容や避難訓練の実施状況の確認、施設への情報伝達体制の確保について、必要な支援に努めること。また、学校における避難確保計画の作成、避難訓練及び避難訓練を通じた防災教育を効果的に実施するための地方公共団体による取組について、積極的に支援すること。

⑮個別避難計画の作成等

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）において、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされている。

内閣府では、個別避難計画の作成手順等を明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府、令和3年5月改定）」を示しており、この内容も参考にし、防災・福祉等関係部局が連携するとともに、福祉専門職等関係者の参画を得て市町村においては作成に努めることとなるので求めがあった場合には、必要な協力をする。

作成に当たっては、特にハザードマップ上で危険な地域に居住する介護を要する者など、優先順位が高いと市町村が考えた避難行動要支援者について、令和3年度からおおむね5年程度で作成に取り組んでいただきたいと考えており、所要経費については、地方交付税措置が講じられている。

また、市町村は災害の発生に備え、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を提供するものとされている。この場合、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努めること。

⑯災害対策本部における機能の維持

災害対策本部を運営する職員に過度な負担がかかり機能不全に陥ることがないよう、平常時から非常時優先業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担する等、組織を挙げた体制をあらかじめ構築しておくこと。また、非常時優先業務を継続的に進めるよう業務継続計画を確認し、必要に応じて修正する等の対策を講ずること。災害対策本部が設置される庁舎においては、災害発生時に備え、非常用電源を設置し、浸水等への対策や十分な燃料の確保を行うとともに、定期的な保守・点検等の実施や停電時に確実に作動するよう確認、訓練等の対策を講ずること。

⑰避難指示等の発令・伝達、避難判断のための訓練等

災害時に躊躇なく避難指示等を発令・伝達できるようにすること。そのために、「防災スペシャリスト養成」有明の丘研修・災害対応eラーニング等を積極的に受講し、知識や手順の確認を行うとともに、避難指示等の発令に関する機器操作の習熟を推進すること。また、住民自身が適切に避難行動を取ることができるようにするため、気象防災アドバイザー等の専門家等の知見も活用し、職員と多数の住民の

要に応じ適切に災害対応に活用すること。

情報の伝達に当たっては、マスメディアと連携を図り、職員のTV出演等による災害の切迫性の解説を含め、住民の避難につながるわかりやすい情報提供に努めるとともに、インターネット、コミュニティFM、Lアラート、緊急速報メール等の多様な伝達手段を組み合わせ活用し、早い段階からの確実な防災情報提供に努めるとともに、土砂災害等の災害時に孤立するおそれのある地域においては、孤立発生状況の早期把握に努め、当該地域の住民と双方向の連絡手段の確保について留意すること。

②要配慮者への情報伝達等

要配慮者の避難を考慮し、地方公共団体への防災情報の提供を早期に行うとともに、視聴覚障害者等の情報が伝わりにくい要配慮者に対しても多様な伝達手段に加え、字幕・解説・手話放送、多言語（やさしい日本語を含む）での情報発信等により避難指示等の情報が確実に伝達されるような措置を促す等適切な取組を推進すること。

また、市町村における避難行動要支援者名簿等の活用を促進し、在宅の要配慮者の把握に努めるとともに、福祉関係者等と連携しながら、自宅の災害リスク等についてハザードマップや避難行動判定フロー等を用いて本人と一緒に確認してもらうことに加え、新たな避難情報について紹介すること等を通じ、要配慮者自身の避難行動の理解や支援体制の構築に向けた取組を支援すること。

③個別避難計画等に基づく避難支援等の実施への支援

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づく避難支援等の実施に努めることとなるので、市町村の求めがあった場合には必要な協力をする。

また、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合において、避難支援等関係者その他の者が、市町村が行う個別避難計画情報の提供を受けたときは、所要の調整を行った上で、必要な対応に努めること。

④広域的な避難の実効性確保に向けた取組の推進

市町村や都道府県の区域を越えた広域的な避難が必要となる地域においては、市町村、都道府県、国の機関、交通事業者等の関係機関間で早めの情報共有や調整、意思決定がなされるよう、平時より関係機関間で顔の見える関係を構築し、具体的な計画や協定等の締結を進めるなど、円滑な広域避難の実施に向けた取組を支援すること。

また、平時より市町村や都道府県等と連携し、広域的な避難に係る居住者等の受入れ、運送等に係る検討及び協定等の締結を進めるなど円滑な広域的避難の実施に向けた取組を推進すること。

広域的な避難が必要な地域においては、通常の避難とは異なるタイミング・避難先へと避難することも考えられるため、災害時に居住者等が適時適切な避難行動が取れるよう、市町村や都道府県等と連携の上、平時から居住者等への周知啓発による理解促進に努めること。

以上